

農地法施行規則第 17 条第 2 項の適用による

下限面積（別段面積）の取扱い基準

大鹿村農業委員会

1.趣旨

新規就農促進、農業後継者対策、耕作放棄地解消の一環として、転居、転入（移住定住）、就農を図るため、次の要件の全てに該当する農地については、所有者からの申し出（申請）により、農業委員会が総会で農地法施行規則第 17 条第 2 項の適用の適否について審議し、適と認めた場合下限面積を 1 アールに引き下げる。

要件：①大鹿村空き家情報に登録されている申請者所有宅地（住宅）に隣接またはそれに準ずる農地。（それに準ずる農地とは、宅地に隣接する道路・水路を挟んでいる農地とする）

②遊休農地もしくは遊休化の恐れのある農地。

③集団的な農地利用、農作業の共同化等に支障のない農地。

④農地を取得しようとする者が、権利取得日から起算して 3 年以上継続して耕作することが認められること。

2.取扱い方法

- (1) 別段面積の適用を受けようとする者は、農地法施行規則第 17 条第 2 項の下限面積（別段面積）の適用申請書を農業委員会に提出する。
- (2) 受付の締め切りは毎月 15 日とし、当該月の農業委員会総会で審議する。
- (3) 農地取得直後の農地転用は認めない。

3.現地調査について

農業委員会は、申請に基づき地区担当農業委員及び農業委員会事務局職員の複数人で現地調査を行う。また、権利を取得した後の農地利用状況について調査を行うことができる。

現地調査及び指導

- (1) 申請者所有の宅地（住宅）に隣接またはそれに準ずる農地であるか。
- (2) 宅地（住宅）と一体で権利移転等されることで、その後、適正に管理、耕作できると認められる農地であるか。（就農が図られるか）
- (3) 申請地が違反転用地でないか。
- (4) 遊休農地もしくは遊休化の恐れがある農地であるか。
- (5) 集団的な農地利用、農作業の共同化等に支障のない農地であるか。
- (6) 権利取得後の農地を適正に利用していないと認めるとき又は今後見込まれるときは、当該権利を有する者に指導をおこなう。

農地法施行規則第 17 条第 2 項の下限面積（別段面積）の適用申請書

令和 年 月 日

大鹿村農業委員会長 様

申請者（土地所有者）

住 所

氏 名 ⑩

電話番号

下記の農地について、農地法施行規則第 17 条第 2 項の下限面積（別段面積）の適用を受けたいので申請します。

記

1.土地の所在等

土地の所在・地番	地目		面積（㎡）	空き家情報 登録の有無
	登記	現況		
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無

2.申請の理由（耕作ができなくなった経緯、理由など）

3.空き家情報登録年月日 年 月 日

大鹿村下限面積（別段面積）

農地法第3条第2項第5号の規定による、下限面積に代わる別段面積は次のとおり。

区 域	農地法施行規則第17条の規定による 別段面積（単位：アール）
・大鹿村全域	30
・村の空き家情報に登録された宅地 （住宅）に隣接する農地	1

※令和2年12月1日施行（大鹿村告示第31号）